

高石市教育委員会定例会会議録
(令和5年2月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和5年2月15日 午後4時30分
閉 会	令和5年2月15日 午後4時55分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 村 田 佳 一 教育部次長兼 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 教育部次長兼 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 教育部こども未来室長 : 家 村 美 雪 教 育 総 務 課 長 : 綾 井 康 浩 学 校 教 育 課 参 事 : 山 崎 陽 子 学 校 教 育 課 長 代 理 : 杉 原 敦 史 学校教育課 教育研究センター所長 : 阪 口 敏 基 こども家庭課長 : 吉 村 あかね 子 育 て 支 援 課 長 : 阪 上 徹 教 育 総 務 課 : 中 阪 三 明

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第1号 令和4年度末及び令和5年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校その他の教育機関の職員の人事異動について

教育総務課長	議案第1号、令和4年度末及び令和5年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校その他の教育機関の職員の人事異動について、教育総務課より説明します。 本議案は、高石市教育委員会通則第2条第2項の規定に基づき、令和4年度末及び令和5年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校その他教育機関の職員の人事異動については、教育長をして臨時代理することをお諮りするものです。
採決	可決

・議案第2号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	<p>議案第2号、市長からの意見聴取について、説明します。</p> <p>本議案は、令和5年第1回高石市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた議案のうち教育委員会に係る部分について、異議ない旨回答するものです。</p> <p>議案の内容について、説明します。</p> <p>まず、最初に「令和4年度一般会計補正予算」について、説明します。</p> <p>17ページ記載の小学校費において、消耗品費、空調設備更新工事費、校用備品費を計上しています。消耗品費は、感染症対策用のアルコール等の購入費用、校用備品費は、空気清浄機を特別教室に設置する費用をそれぞれ計上しています。これらは、国の補助金で補助割合2分の1の学校保健特別対策事業費補助金を活用するものです。</p> <p>次に、小学校空調設備更新工事費については、これまで小中学校の空調設備を計画的に更新を行ってきましたが、今回、特別教室の空調設備について、国の補助金を活用して更新するもので、併せて支援学級や通級教室等で空調設備が未設置の教室も新設するものです。</p> <p>次に、中学校費においても、消耗品費、空調設備更新工事費、校用備品費を計上しています。消耗品費及び校用備品費は、小学校費と同様に感染症対策費用として計上しています。中学校空調設備設置工事費については、取石中学校において空調未設置の教室に新たに設置するものです。</p> <p>これらの経費については、国の二次補正を活用し、経費の繰越を行い、令和5年度に執行するものです。</p> <p>次に、図書館管理費、市民文化会館費、運動施設管理費及び総合体育館費の委託料において、物価高騰の影響により、光熱水費に不足が生じるため、計上しています。</p> <p>続いて、「令和5年度高石市一般会計予算」について、説明します。</p> <p>歳入については、25ページから33ページ、歳出は、34ページから67ページに記載しています。</p> <p>令和5年度の当初予算については、本年4月に任期満了に伴う市長選挙が行われることから、新規事業及び政策的事業の予算を控えた骨格予算となっています。</p>
吉村委員	<p>空調設備のことですが、更新工事となっていますが、今まで設置していない教室かそれとも空き教室に設置するのですか。今までの空き教室に設置して、授業に使用するというのですか。</p>
教育総務課長	<p>新規で設置する箇所は、教室の増加に伴い、今まで設置されていなかった通級教室等に設置します。</p>
吉村委員	<p>使用するから設置するというのですね。</p>
教育総務課長	<p>委員ご指摘のとおりです。</p>
西中委員	<p>消耗品費で感染症対策用のアルコール等を購入するとのことですが、今現在も児童生徒は、アルコールで消毒等を行っているのですか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>今現在においても、校門のところにアルコールを設置し、消毒しています。</p>
西中委員	<p>それは、令和5年度も継続して行うのですか。</p>
次長兼	<p>コロナウイルス感染症は、5月8日から2類から5類に変更と聞い</p>

学校教育課長	ていますが、ただ、まだ現状は、新しい生活様式を今現在も継続している状況で、何月何日にどういう変更になるということが明らかにされていませんので、新年度当初は、現況は続くと想定しています。
西中委員	学校登校時、アルコールでの消毒とかは、文部科学省から指示があるのですか。
次長兼 学校教育課長	まず、厚生労働省の取り決めがあり、それを元に、文部科学省が学校における新しい生活様式というものを作成しており、大阪府を通して市町村に通知があります。
西中委員	新学期が始まる前に指示がないのですか。
次長兼 学校教育課長	我々も3月中には学校にお知らせしたいと考えています。
佐野委員	光熱費について、一般家庭では補助があるようですが、施設についての光熱水費の国の補助とかはないのですか。
次長兼 社会教育課長	国の方からは、1月分の利用から燃料費調整単価が3.5円引かれると聞いています。ただ、燃料費調整単価は、物価に相当変動ありますので、3.5円以上上がった場合は、値上がりという形になりますが、そういった一定の配慮があると聞いています。
西村委員	今の件に関してですが、今回市負担分が増えていますが、この負担する金額の計算方法は、こういった根拠に基づいていますか。
次長兼 社会教育課長	基本的な考え方としては、燃料費の急激な高騰に伴い、光熱費が増大しており、指定管理施設においても影響が見込まれることから、令和4年度の光熱費の使用実績見込額と令和4年度の事業計画における予算額を比較し、その差額のマイナス分を負担金相当額として予算計上したものです。
西中委員	委託料ですが、1,000万円以上超えているわけですが、業務委託料で今までこういった前例はありますか。
次長兼 社会教育課長	基本的には物価の変動については、協定では指定管理者の負担となっておりますが、著しい変動があった場合は、協議事項となっており、それを踏まえ協議した結果です。今までは予算を超えるといったことはありませんでした。
西中委員	基本協定でそういった項目があって、著しい変動に今回該当するわけですね。
次長兼 社会教育課長	令和4年度の光熱費については、例年の約1.5倍となっており、本市としては、著しい物価の高騰に該当するものと考えております。
採決	可決

・報告第1号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、69ページ記載の学校教育課1件、社会教育課7件の合計8件の報告をするものです。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第2号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和5年1月11日から令和5年2月14日までの当委員会関係諸行事について説明。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。